

印鑑登録の際の留意事項

印鑑登録される際には、以下のことにご注意ください

1. 登録できる方

魚津市に住民登録されている方

※意思能力を有していない方及び15歳未満の方は登録できません

※成年被後見人が印鑑登録する場合は、法定代理人の同行が必須です

2. 登録できる印鑑

○住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏、又は通称を表しているもの

（印鑑に「～之印」「～之章」と刻印された印鑑も登録できます）

○氏と名の一部を組み合わせたもので表しているもの

○通称の一部を組み合わせたもので表しているもの

《外国人住民の場合》

○住民票に記載されているアルファベット、漢字の氏名、氏、名を組み合わせたもので表しているもの

○非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表しているもの

3. 登録できない印鑑

○職業、資格、その他氏名、旧氏又は通称以外の記載のもの

○ゴム等でできた変形しやすいもの

○一辺が8mmの正方形に収まるもの、又は25mm以内の正方形に収まらないもの

○印影が不鮮明なもの

○他の人が登録しているもの

○漢字をひらがな又はカタカナに置き換えたもの（逆も同様）

このほかにも、破損や外枠が欠けているものなど登録できない印鑑があります。詳しくは別紙をご覧ください。また、大量生産されている印鑑（三文判）などは、同じ印影の印鑑が多数あるため、登録する印鑑としては不向きです。

4. 印鑑登録証を紛失・破損した場合

速やかに印鑑登録証亡失届書を提出してください

必要書類

すでにお持ちの印鑑登録証／登録する印鑑／印鑑登録証亡失届書／印鑑登録申請書

再発行手数料 300円

5. 印鑑登録証を汚損・き損した場合

古い印鑑登録証を廃止して、新しい印鑑登録証を発行できます。印鑑の再登録は不要です。

必要書類

すでにお持ちの印鑑登録証／登録してある印鑑／印鑑登録証再交付申請書

再交付手数料 300 円

※印鑑登録証が汚れた場合や登録証の内容を読み取れなくなった場合

※代理人による申請の場合でも即日発行が可能です(内容が合致しない場合は交付できません)

6. 登録印鑑を紛失・変更する場合

現在登録されている印鑑を廃止して新たに登録し直す必要があります

必要書類

すでにお持ちの印鑑登録証／廃止する印鑑／印鑑登録廃止申請書

／新たに登録する印鑑／印鑑登録申請書

手数料 300 円

※すでに登録された印鑑を廃止し、新たな印鑑を登録します